

令和6年度第3回川崎市子ども・子育て会議 計画推進部会 議事録

■ 開催日時

令和6年10月30日（水）午後6時30分～

■ 開催場所

来庁（本庁15階こども未来局会議室）及びオンライン会議

■ 出席者

（1）委員

田園調布学園大学人間福祉学部学部長／社会福祉学科教授	村井 祐一氏
和光大学副学長／現代人間学部教授	一瀬 早百合氏
川崎地域連合 副議長／富士通労働組合プロダクトグループ サブグループ長	稲富 正行氏
東京家政大学／東京家政大学短期大学部児童学科保育科 教 授	佐藤 康富氏
洗足こども短期大学幼児教育保育科 教授	坪井 葉子氏
フェリス女学院大学文学部コミュニケーション学科 准教授	山崎 浩一氏

（2）行政所管課・事務局

こども未来局保育・子育て推進部担当課長	荒井 敬之
こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当課長	田中 和佳子
こども未来局保育・幼児教育部保育対策課課長	坂口 真弓
こども未来局保育・幼児教育部保育第1課長	岡田 健男
こども未来局保育・幼児教育部保育第1課長	奈良田 剛志
こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔母子保 健〕	村山 智子
こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔児童福 祉〕	出路 幸夫
こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔事業調 整〕	南端 慶子
こども未来局児童家庭支援・虐待対策室施設指導担当課長補 佐	川本 晋也
こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当係長	山森 由里
こども未来局保育・幼児教育部保育対策課担当係長	市川 格
こども未来局児童家庭支援・虐待対策室事業調整担当係長	深澤 直人
こども未来局総務部長企画課長	佐藤 園子
こども未来局総務部企画課担当係長	高瀬 博章
こども未来局総務部企画課担当係長	晝間 一樹
こども未来局総務部企画課担当係長	小島 健太郎

■ 配布資料

資料 1－1 「第 2 期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第 6 章改定版（案）の概要版

資料 1－2 「第 2 期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第 6 章改定版（案）

参考 1 川崎市子ども・子育て会議教育・保育推進部会委員名簿

参考 2 川崎市子ども・子育て会議教育・保育推進部会行政出席者名簿

参考 3 川崎市子ども・子育て会議条例

■ 傍聴者

なし

1 開会**2 議事**

※摘録につき「である」調で記載しています。以下、ポイントを抜粋して記載。

議事（1）「第 2 期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第 6 章改定に伴う量の見込み・確保方策について

○資料 1－1、1－2 をもとに事務局から説明。

＜質疑等＞

【一瀬委員】

一時保育について、確保数のところは丁寧に書いていただいて、文章としてはとても納得がいくものだと思うが、実際にどのように把握するのかという対応について教えていただきたい。

また、意見表明権の人数について、意見表明ができる子どもの数というようなところがあったと思うが、この数についてどのように算出したのか。

最後に、妊婦への対応のところについての文章が、「面談に適切に対応する」というような文章は、理解が難しい。適切な表現に変えたほうがいいと思う。「面談に適切に対応」というのは、面談で出された問題について、適切に解決の方向に向かっていくようなという書き方がいいかと思う。

【村井委員】

私も、意見表現が利用可能な児童数の算出方法について気になったところ。

【事務局】

まず、一時保育事業について、現状として、これまでのやり方がずっと続いているというところで、市内で八十数園ある実施園が、利用を希望する保護者から直接電話等で事前の相談や申込みを受けており、市のほうでは、実績報告として事業者から上がってくる実際に利用した数のみが今把握できているというのが現状。今後、子育て分野におけるDXの推進の一環として、一時保育についてオンライン予約システムを導入することを考えており、そうすると、まずウェブ上で予約等のやり取りをする形となるが、まず利用する場合に保護者の方がアカウントを作成して、最初に園に問合せする部分もウェブ上でやるような形になるので、今は市が分からないところで、保護者と施設のみでやり取りされている事前のやり取りの件数等も統計の数字として、市として把握できるようになるというふうに考えている。

これは予約システムなので、保護者の利便性の向上や事業者の書類作成等の負担軽減なども導入の目的の一つだが、市としても、処理が電子化されるというのにプラスして、そういった細かな統計の数字の取得が可能になるので、そういったところも含めて潜在的な需要も把握した上で、今後、市としての取組をどうするかというところを考えていきたいと考えている。予算が絡むことなので、今の段階では計画に載せられないところがあるが、今、私どもの実際の動きとしては、そういった形で取り組んでいるところ。

【一瀬委員】

ネット上で申請するなど、ここの確保方策の考え方の「利用状況の分析に加え、潜在的な需要や、利用を希望しながらも実際の利用につながらなかったケースの状況把握等を踏まえた地域バランスの改善に向け、必要に応じて既存園における事業の見直しや効果的な新設園の整備を進めていきます。」というところに該当するかと思うが、後半の部分の「地域バランスの改善や必要に応じて既存園における事業の見直し」という、このあたりは現実的にどのように考えているのか。

【事務局】

現状も利用実績に基づいて取組は進めているが、さらに、利用にはつながらないが実施園に対して問合せのあった件数等も、オンライン予約システムを導入した後は市が把握できるので、そういった数字も市の施策の中にエビデンスの一つとして取り込んでいきたいというか、根拠の一つとしてできるようになると考えている。

【一瀬委員】

前半の部分はそれで分かったが、後半の部分の地域の偏りとか、一時利用の希望のニーズが例えばこっちの区では少なく、こっちの区では多いと、その辺の一時保育の定数も、今後、状況を踏まえて偏在を変えていくというふうに理解してよいのか。

【事務局】

例えば、事業者からの相談で、なかなか人が集まらないので、しばらく休止したいというような事業者も見られるが、潜在的な需要が分かれば、事業は継続していただいて、

周知の仕方や事業者の保護者への対応の仕方等を改善したり見直したりすることで、そういったニーズを取り込むことも可能になるのではないかと考えている。潜在的な需要と実際の受け入れる側のミスマッチが多少解消されるようになるのではないかと考えている。

【村井委員】

オンライン予約システムになると、一極集中というか、これのみの予約でしか対応しないのか、それとも、ハイブリッドでほかの方法も並走するのかどうか。見える情報と見えなくなる情報があるかもしれないということと、DXやオンラインにすることによってオミットされる層とか、これらに対応できない層はどのぐらいの可能性があるのかといったところ。やってみないと分からないところもあると思うが、そのあたり、もう既にリスクマネジメントされているならば教えていただきたい。

【事務局】

まずは導入してみようというところがあるが、先行して行っている横浜市は、同じように市がホームページ上でのそういう環境を用意して、実施している園がそこに乗っかって運用するという形になるが、横浜市の現状を聞くと、まだ全市の実施園の中で2割ぐらいしかそのシステムの活用ができていないと。情報登録などは全施設でおこなっているようだが、空き状況の公表などは、小さい事業者だと技術的に難しい場合もあり、全ての機能を全施設が運用するところまでには至っていないというところで、川崎市も同じような状況になる可能性があるので、事業者がそれを導入するメリット等も丁寧に説明しながら、より多くの園がこのシステムを活用できるように進めたいということと、利用者側は、どちらかというメリットのほうが大きいのではないかと考えてはいるが、やはりそこからこぼれ落ちる家庭も十分に考えられるため、一時保育については、母子手帳を配る段階や、乳幼児の全戸訪問の中でもこの事業の紹介をしようと思っているが、そういった中でもうまく個別の状況を拾えるように関係部署とも調整して進めていきたいと考えている。

【村井委員】

本来は一本化が一番望ましいが、それに乗れない人たちがオミットされるような仕組みにならないように、例えば電話や、事業所に来てそこからオンラインで申し込むことができるのを一緒に補助しながら、そこも含めて対話しながら申込みをして、その場で対応していくみたいな何らかのサポート体制を入れていかないといけない。潜在的なニーズもそれに含まれると思うので、ぜひとも対応策が必要かなと思う。

【事務局】

意見表明支援を利用可能な児童数については、まず一時保護の児童数としまして、一時保護所と、あと一時保護委託の直近の3年、令和3年から令和5年の平均の人数と、あと施設等への入所措置をする児童数を合計したもので、こちらの措置児童数については年度で推計を入れているため、少しずつ増えてはいるが、一時保護に関してはかなり年度によって増減があり、なかなか読み切れないところもあるので、一旦、こちらについては平

均、措置数については少し微増していくという推計の下で、算出している。

【一瀬委員】

いわゆる社会的養護を利用したことがある子どもの数とか平均とかというところから算出したということで理解した。

【事務局】

「各面談に適切に対応する」との表現にしていたが、御指摘いただいたように、各3回の面接のところを数の見込みで見込んでおり、各地域みまもり支援センターのほうでその3回の面接を行っているが、妊娠届の場面やアンケートを提出しての面談など、乳児家庭全戸訪問を通じての各面談の場面で、その際に把握できた課題や相談に対して適切に対応するというところで訂正をさせていただきたいと思う。

【坪井委員】

3（9）の代替養育のところでの高機能、多機能、機能転換という表現について、具体的に何を指しているのかが読んですぐに分かるようになっているとありがたい。

それともう一つ、3（12）の障害児のところ、「できる限り良好な」という表現が具体的にどういうイメージを持っているのか。

【事務局】

高機能・多機能化というのは、これまで施設は大きな枠組みで、1つの部屋に何人もの子どもたちが一緒に生活したりとか、そんなことが中心に養育されてきましたけれども、最近ではユニット化をするような流れになっており、国のほうもそれに見合った形での費用についても負担をしてもらえる形となってきているので、新設をしている児童養護施設については、ユニット化を図っている。要は子どもたちが1人とか2人の少人数の部屋に生活をする形で、少しでも施設の中でも家庭的な雰囲気の中で生活できるようにしていく、これが1つの例である。

また、多機能化というところでは、施設で養育してきたこれまでのいろいろなノウハウを、例えば里親さんの養育に生かしていけるように、里親支援専門相談員を配置するなどして施設養育でのノウハウを里親さんたちにもお伝えをしながらフォローアップをし、これまで担ってきた施設でのノウハウをしっかりとお伝えしながら、その役割を果たしていくとか、そのようなことを指している。

さらには、小規模化だけではなくて地域分散化というところでは、児童養護施設は今、市内に8か所、地域小規模児童養護施設ということで、6名程度のお子さんたちが、ちょっと大きめの一軒家やマンションなどを活用しながら、同じようにユニット的な家庭的な雰囲気の中で生活できるように、地域の中に小規模の児童養護施設を置いて対応しているというようなところ。以前は大きな建物で1部屋に10人ぐらいの子どもとか大人数で生活していた子どもたちが、少人数で、また家庭的な雰囲気の中で生活できるようにシフトしてきている、そんなようなことである。

【坪井委員】

方向性としては分かるが、機能転換ということについてはどうか。一時保護専用施設の整備施設数のところにも「機能転換により」という言葉が出てくるのが、これは具体的にどういう意味を指しているのか。

【事務局】

一時保護専用施設の整備などについて、国の施策としては、里親さんへの子どもの委託率を上げていくという施策が続いていく中で、施設はだんだんと小規模化していくとか、定員についても、ユニット化したり、地域小規模児童養護施設などに切り替えていく流れの中で、施設の定員枠の空きが出てくるところもあったので、そういうものをまた一時保護の専用施設に切り替えていくとか、そのようなことを一つ考えていることと、あと施設に併設される児童家庭支援センターと連携をして、デイスティやショートステイの受入れをしていくとか、そういうような形で多機能化を図っていきたいというところ。

【坪井委員】

3（9）のタイトルと次に出てくる表がどのように対応しているか、分かりやすいとありがたい。ただ、話の中で、これから変化していくことの方角性はよく分かった。

【村井委員】

確かに3（9）の左の表の見出しが、いずれが地域分散化で、いずれが高機能化、多機能化、いずれが機能転換なのかというグルーピングの要素の囲みが分かりにくかったというところ。もし可能であれば、そのあたりの整理がつくといい。

【事務局】

少し補足をする、この計画の体裁だが、概要版のほうは表がメインで、かなり説明文が少ない状況で、今説明した多機能化や機能転換の内容についても、本編の87ページあたりにその記載をさせていただいてはいるが、いただいた御意見を踏まえ、概要版のほうももう少し分かりやすくする工夫を再検討させていただければと思う。

【事務局】

3（12）の「できる限り良好な」について、国の策定要領の中で記載をされている表現をそのまま用いているところだが、先ほどの施設の小規模化、多機能化と同じように、ユニット化をして、できるだけ集団で大人数で子どもを養育するのではなくて、障害児の入所施設においても、ユニット的な家庭的な環境の中で支援ができるようにという意味でこの言葉は理解し、また、そのようにこの計画のほうには載せさせていただいている。

これも本編の、90ページに説明の文章が載せているため、御覧いただければと思うが、障害児の入所施設においても虐待を受けた児童が生活をしているため、個々の児童が有する障害への正確な理解と、障害特性に応じた環境を整備していく。できる限り良好な家庭的環境の生活の場を提供していく必要があると。本市では福祉型障害児入所施設において、既に個室を中心とした生活の場を提供しており、性別や年齢ごとに複数のユニットに

分かれて生活をしていますということ。こちらについても概要版には説明がないので、これだけを見ると何を指しているのか分かりづらいかと思うが、また概要版の説明、表記の仕方についても工夫する。

【坪井委員】

ここに分類されない障害児入所施設というのが川崎市にあるのか。

【事務局】

医療型の障害児の入所施設で、重症心身障害児の入所施設が1か所あるが、この計画のこの指標には当てはまらないので、ここに1施設といふように載っているのは知的障害児の入所施設ということになる。

【村井委員】

これは尺度や、チェックシートみたいなものとか、それがその施設であるとか、そうじゃないとか、「できる限り」というのは、いわゆる合理的配慮みたいな話の中での、ややふわっとした、できる努力をしているということで満たされるのか、それとも、基準とか尺度が存在していて、一定のチェックが必要なのかとか、このあたりってどう判断されるか。家庭環境でというところだが、家庭環境が50人いるなら50か所かもしれないが、それをそうだと認定するときに、ふわっとした感覚でそうだと認定するのか、一定の基準の中で確認しているのか、このあたりの実態を教えてもらいたい。

【事務局】

基準はあるが、先ほどのとおり、できるだけ個室で、個別な支援ができるような環境で、ユニット化をしていくというのが、この中の指標というふうに捉えていただければと思う。

【村井委員】

あくまで環境か。その環境というのは空間的環境というところが強く、例えばサービスや支援の内容としての体制整備、あと意思決定支援をしっかりとやっているとか、虐待防止対策についてこうなっていると、実際にやっているものにはいろんな総合的な視点がある。そのあたりがどうなのかなと思ったところ。

3(4)支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組の、研修と助産施設の設置数は分かったが、事業所数の事業所の内容が十分に理解し切れていなくて、今まで地域みまもり支援センターや児童相談所の職員がケース対応していたわけだが、必要に応じて一時保護を実施してきましたと。なお、本事業の事業所については令和6年10月に1か所開所しましたとあるが、この事業所の所管業務というのは何を指しているのか。

【事務局】

概要版の事業所数というふうには書かれているところについては妊産婦等生活援助事業という事業を指す。資料77ページに記載があり、その表には事業所数との記載ではなく、

妊産婦等生活援助事業の事業所数と説明が書かれている。

この事業は特定妊婦等の支援について、一時的に母子を分離して、これまではいろんな対応をしていくが多かったが、妊娠葛藤相談に対しても相談に応じていく。それから、場合によっては母子で妊産婦等生活援助事業の事業所に寝泊まりをして、食事の提供なども無料で受けながらいろんな支援を受けられるという、そういう新たな事業であり、それが川崎市においては、今年度10月に1か所開設をさせていただいたというところ。

【村井委員】

1か所というよりも、そこで具体的に対応する量という、実際の対象者数とか大変さみたいなところから、そもそも1か所で大丈夫なのか、それとも、そうじゃないのかという、実際には実績がすごく重要になりそう。当面1か所というところで、必要に応じて場所を増やしたり、地域を分散させたりという必要が今後あるのかもしれないが。設置数の見込みではないような気がしてならない。

量の見込みとしては設置数ではなくて、そこで対応されるニーズの数がどうなっていくのか、それに応じて職員の配当とか、専門性の技量の磨きとか、そういう話になっていくような気がして、国がそう言っているからしょうがないとは思いますが、どこかで違和感がいつもある。

【坪井委員】

3(4)の助産施設の設置数のところについて、文章がのみ込めない。「保険上必要があるにもかかわらず経済的な事情により入院助産が必要な」というのは。

【村井委員】

助産が必要なのに入院できないみたいな話か。

【坪井委員】

助産施設は入院ではないという理解になるのか。

【事務局】

これは児童福祉法上の表現で、入院助産という制度。出産の費用に非常に困難を抱えている方、例えば非課税世帯の方や、経済的な困難を抱えている方たちに対して、川崎市は3か所、施設を入院助産の受入れ施設として指定をしているが、病院が2か所、それから助産院が1か所ということで、その3施設を設置しているというようなこと。表現が分かりづらくて申し訳ないが、平たく言うと、児童福祉法に基づく入院助産制度の受入れを行っている病院、あるいは施設の設置数ということになる。

【坪井委員】

この文章が、内部資料であって、こういう質問ができる場で説明してもらいながら見るものであれば理解できるが、例えば一般の方たちにこういう計画を立てていますというふうに知らせるための文章だとしたならば、これはやっぱり理解が難しい文章だと思う。

【事務局】

この表現については分かりやすい表現に変えさせていただく。

【村井委員】

専門用語とか分野特定用語の場合は「※」をつけていただいて、入院助産とはこういうことですかと入っているとよろしいかもしれない。坪井先生、そんなところでよろしいか。

【坪井委員】

はい。

【一瀬委員】

今のところに関連して、新たな施設が1か所できたというところでは1と分かるが、例えば、実際に特定妊婦さんとかが家で1人で暮らせないとといった場合には、そういったいわゆるステイも含めた、入所という言い方まではしないと思うが、そこで寝食ができる定員みたいなものがあれば、今日の報告書の表現とは直接関係ないが、教えていただきたい。

今の議論の中で、入院助産が専門用語かどうかというのはちょっと難しいところ。いわゆる入院治療という言葉は一般的には使う。しかし、出産は病気ではないので、入院治療というふうには使わないので、入院助産というような言い方は、児童福祉分野に身を置く者としては非常に一般的な言葉かなというふうに理解していたが、幅広く市民に御理解いただくためには、入院治療とか入院助産という、その言葉も難しいと今改めて認識した。

【事務局】

妊産婦等生活援助事業の事業所において親子で受け入れられる定員枠について、2組受入れができるような形を取っている。受入れの期間についても、2週間以内を目安としており、その間にしかるべき支援の場につないでいくとか、例えば母子生活支援施設の入所、あるいはその間に育児手技的なことを少しお伝えしながら、やれそうであればまた地域、御自宅のほうに戻っていけそうかどうかとか、そんなことをこの事業所で寝泊まり、寝食してもらいながら必要な支援につないでいく、そういう機能を担ってもらうということで設置をしている。

【村井委員】

10ページの左下、3(6)一時保護改革に向けた取組について、本文のところでは、令和7年度の供用開始時に市全体で最大100名の受入れが可能になるように整備を進めているということで、表の中を見ますと、定員数が88という数字がずっと横ばいになっているのと、あともう一つが、下から3行目、一時保護が可能な児童福祉施設の数18から20に増え、さらに22に増えるにもかかわらず、一時保護所の定員数というのは特に増えないので、これは結果的には、施設は増えるけれども、定員は一定で、分散率というか、そこに

集積する率が減るのか増えるのか、そのあたりをどう読めばいいのか。

【事務局】

定員の考え方について、現在、整備としまして、中部児童相談所の一時保護所を改築中であり、こちらについては、建物としては定員60名、南部児童相談所のほうが40名、受入れの定員がございまして、合計で100名ということになっている。ただ、88というのは、まず南部児童相談所の40と、中部児童相談所の開設当初、改築後のスタート時については48としており、この理由としては、まず定員数が、中部児童相談所は仮設ではあるが、30名定員としており、そこから18増やすとなると、その分、職員も増やさなければいけない。主に児童指導員は社会福祉士、あと保育士等が主な職員になってくるが、どちらの職に関しても、川崎市においても非常に確保が困難というところがありまして、段階的に増やしていくということで、まずはスタート時には定員、実際の受入れの人数として少し下げているというところが1つの理由と、あともう一つは、一時保護されるお子さんへの処遇というところでは非常に難しい。特に、先ほど御意見等をいただきました権利擁護というところを考えると、お子さんにどう接していいのかというのは、非常にスキル、技術、あと知識も求められてくる中で、それだけ人数が増えていくと、人材育成のほうをかなりしっかりとやっていかなければいけない。その人材育成も、なかなか1年、2年という、そういう短いスパンでは難しさが今非常にあるというところでは、少し時間をかけて人材育成をしっかりとしていきたいというところもあるので、当面この数字については88としているが、また人材確保の状況や人材育成の状況も踏まえ、適宜見直しを行っていく必要があると考えている。

【村井委員】

最大100名と書いてあるのに、ずっと88名の横ばいってどういうことなんですかと、突っ込まれそうだが。最大88名の受入れが可能になるように、物理的には100入るんですけどねみたいな。

【事務局】

一つ補足として、現在の川崎市の一時保護の状況については、先ほど70という定員を申し上げたが、受入れしている人数は定員を超えている日が1年の3分の1、2とかというような状況で、結局、一時保護されるお子さんについては、保育園と違いお断りすることはまずできない。なので、一時保護が必要なお子さんについては全て受入れをしなければいけないので、定員と言っても、結局、それを超えて受け入れなければいけないというところでは、川崎市も恒常的に、定員超過の状態が続いている中では、先ほどのユニット化も同じだが、一時保護所も個室化というところで整備をしており、やはり子どもにとっていい環境を整えるという面では、少し受入れのところについては余裕を持たせておくということも、立てる定員数をどう設定するかというときにはちょっと議論をし、この数値にしているというところである。

【村井委員】

何か質問が出そうで、対策を講じておいたほうがいい。

【事務局】

3（6）の一時保護所の定員の部分と、あと下から3行目の保護が可能な児童福祉施設のところは、特に連動はしていない数字でそれぞれ別のものとなる。下から3つ目の一時保護が可能な児童福祉施設数について、国の策定要領等に基づき、現在でも乳児院や児童養護施設を川崎市で設置しており、ここで一時保護委託を受け入れているため、その一時保護委託を受け入れる可能性がある施設の数ここに掲載している。

例えば、令和8年や令和11年のところで少し数字が増えているが、これは12ページの（9）一番左上になるが、ここで代替養育の確保方策ということで、施設の確保方策の数値を経年で記載させていただいているが、例えばこの表の上から2つ目の地域小規模児童養護施設や、その下、真ん中あたりに自立援助ホームとあるが、このあたりを令和8年度と11年度でそれぞれ新設を見込んでいるところもあるため、この辺で数字が増えてきているという、そういう相関性がある。

【坪井委員】

先ほどの3（4）入院助産の上の段のところに誤字がある。

【事務局】

修正させていただく。

【事務局】

本日いただきました御意見を踏まえて計画案のほうを策定し、パブリックコメント手続ということになるが、11月の下旬頃に子ども・子育て会議の総会という形で開催をさせていただき、計画案につきまして委員の皆様に御報告をさせていただく予定としている。

3 閉会